

学校法人関東学院経営協議会運営内規

(平成20年5月15日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人関東学院経営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 学外有識者は、経営会議の推薦に基づき作成した候補者名簿により、理事会が選出する。

(学外有識者)

第3条 学外有識者とは、本法人の役員、評議員及び教職員以外の者で、学校教育に関し広くかつ高い識見を有する者とする。

(任期)

第4条 学外有識者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の定めにかかわらず、任期中に本学院の理事に選任された場合には、協議会の学外有識者の任を辞するものとする。

3 前項の場合に理事会で選出された後任の学外有識者の任期は、第1項の定めに関わらず、前任者の残任期間とする。

(謝金)

第5条 学外有識者に対する謝金は、年額100,000円（手取り）とする。ただし、謝金の支払期間中における在任期間が半年未満の場合は、その半額とする。

(臨時の招集)

第6条 会長は、理事会から開催を求められたときは、速やかに協議会を招集するものとする。

(報告)

第7条 会長は、協議会の検討事項を理事会に報告するものとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会が行う。

附 則

この内規は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この内規は、2016年4月18日から改正施行する。

附 則

この内規は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2017年5月11日から改正施行する。